



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社 熊谷組
代表者名 取締役社長 樋口 靖
コード番号 1861
上場取引所 東証第1部

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 377,544,607 株 |
| 併合により減少する株式数 | 339,790,147 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 37,754,460 株 |

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

| | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|-------|------------------|-----------------------|
| 総株主 | 52,764名 (100.0%) | 377,544,607株 (100.0%) |
| 10株未満 | 1,797名 (3.4%) | 9,140株 (0.0%) |
| 10株以上 | 50,967名 (96.6%) | 377,535,467株 (100.0%) |

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様1,797名(所有株式数の合計9,140株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」のお手続きをご利用いただくことが可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

| 変更前の発行可能株式総数 | 変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日) |
|--------------|---------------------------|
| 714,000,000株 | 71,400,000株 |

(7) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億1千4百万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7千1百4拾万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |

4. 日程

- ・取締役会決議日 平成29年5月12日
 - ・定時株主総会開催日 平成29年6月29日(予定)
 - ・1,000株単位での売買最終日 平成29年9月26日(予定)
 - ・100株単位での売買開始日 平成29年9月27日(予定)
 - ・単元株式数変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日 平成29年10月1日(予定)
- ※東京証券取引所における売買単位変更日(1,000株から100株)は平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

<本件に関するお問合せ先>

株式会社 熊谷組

| | | |
|--------|------------------|--------------|
| 経営企画本部 | コーポレートコミュニケーション室 | 03-3235-8155 |
| 管理本部 | 財務部 | 03-3235-8281 |
| 管理本部 | 主計部 | 03-3235-8606 |

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|---------|------|-------|------|-------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 1,501 株 | 1 個 | 150 株 | 1 個 | 0.1 株 |
| 例② | 1,000 株 | 1 個 | 100 株 | 1 個 | なし |
| 例③ | 500 株 | なし | 50 株 | なし | なし |
| 例④ | 1 株 | なし | 0 株 | なし | 0.1 株 |

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例①、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主の端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成29年12月頃お送りすることを予定しています。

効力発生前のご所有株式が1株のみの場合（上記の例④の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A 5. 特に必要なお手続きはございません。

Q 6. 受取配当金額に影響はありますか？

A 6. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たり配当金を設定させて頂く予定ですので、業績変動その他を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当金は生じません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 平日9時から17時（土・日・祝日等を除く）